

新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会設置
要綱

（設置）

第1条 （仮称）新武蔵野クリーンセンター施設建設計画市の基本的な考え方（平成21年12月）に基づき、新武蔵野クリーンセンター（仮称）（以下「新施設」という。）の建て替えにあたり、新施設の備えるべき機能、周辺地域のまちづくり等について必要な事項を協議するとともに、周辺地域の住民の意見を反映するため、新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 新施設の備えるべき機能に関すること。
- (2) 周辺地域のまちづくりに関すること。
- (3) 新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会の検討の結果に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、新施設について市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる委員で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成23年3月31日までとする。

（会議）

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（事務局）

第7条 協議会の事務局は、環境生活部クリーンセンターに置く。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年2月9日から施行する。

別表（第3条関係）

学識経験者	2人以内
周辺地域の住民	7人以内
けやきコミュニティ協議会	2人以内
緑町コミュニティ協議会	2人以内
緑懇話会	2人以内
環境生活部環境政策担当部長	1人